

議案第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年（2019年）5月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例  
執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部宝塚市上下水道事業審議会の項中「調査、審議」を「調査審議」に、「12人」を「9人」に、「4人」を「3人」に、「5人」を「3人」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

議案第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表

(現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属 する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市上下水道事業審議会	水道事業及び下水道事業についての重要な事項の調査、審議に関する事務	12人	知識経験者 4人 市内の公共的団体等の代表者 5人 公募による市民 3人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属 する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長				
	宝塚市上下水道事業審議会	水道事業及び下水道事業についての重要な事項の調査審議に関する事務	9人	知識経験者 3人 市内の公共的団体等の代表者 3人 公募による市民 3人

## 1 見直し内容等

- (1) 知識経験者を経営の専門家1名、水道事業の専門家1名、下水道事業の専門家1名の計3名に変更します。
- (2) 市内の公共的団体等の代表者からの選出については、団体の構成メンバーなどが似通った団体からの選出を見直し3名に変更します。
- (3) 公募市民からの選出については3名のままとし、うち1人は「無作為抽出による公募委員候補者登録制度」を活用する予定です。

区分	現行	改正案	増減
知識経験者	4	3	-1
市内の公共的団体等の代表者	5	3	-2
公募市民	3	3	0
合計	12	9	-3

## (参考)近隣市の状況

区分	尼崎市	西宮市	芦屋市	川西市	伊丹市	三田市	平均
知識経験者	5	6	4	4	-	-	4.8
市内の公共的団体等の代表者	3	4	5	5	-	-	4.3
公募市民	2	2	2	1	-	-	1.8
市議会議員	2	0	0	0	-	-	0.5
市職員	0	0	1	0	-	-	0.3
合計	12	12	12	10	-	-	11.5

水道のみ

常設なし 常設なし

平成29年(前回)委員

平成31年(今回)委員(案)

No.	区分	詳細
1	知識経験者	① 近畿大学経営学部准教授
2		② 大阪産業大学経済学部准教授
3		③ 神戸大学大学院工学研究科准教授
4		④ 関西大学環境都市工学部准教授
5	市内の公共的団体等の代表者	① 宝塚商工会議所
6		② 宝塚料飲綜合組合
7		③ 宝塚市自治会ネットワーク会議
8		④ 宝塚市自治会連合会
9		⑤ 消費者協会宝塚
10	公募による市民	① 公募による市民1
11		② 公募による市民2
12		③ 公募による市民3

No.	詳細
①	知識経験者1 (大学教授等)
②	知識経験者2 (大学教授等)
③	知識経験者3 (大学教授等)
①	公共的団体等1 (事業者の代表者)
②	公共的団体等2 (住民自治組織の代表者)
③	公共的団体等3 (消費者の代表者)
①	公募による市民1
②	公募による市民2
③	公募による市民3